

年度

宛名番号		
通知書番号	指定番号	一連番号
特別徴収番号		

千葉県松戸市

課税内容は、右記のとおりです。

賦課期日の住所及び氏名	

宛名番号	
通知書番号	

控除額は所得税とは異なります。詳しくは別添「納税通知書の見方」をご覧ください。

	項目	金額 (円)		項目	金額 (円)	
収入額	給与収入		所得控除額	雑損		
	公的年金収入			医療費		
	(1) 事業	営業等			社会保険料	
		農業			小規模企業等掛金	
	不動産	不動産			生命保険料	
		利子			地震・損害保険料	
	所得	配当			障害者	
		給与			寡婦	
	所得	雑(公的年金等)			寡夫	
		雑(その他)			勤労学生	
金額	総合譲渡・一時					
	総所得計					
金額			配偶者			
			配偶者特別			
			扶養控除			
			年少扶養(控除額0円)	人		
			一般扶養	人		
			特定扶養	人		
			同老扶養	人		
		老人扶養	人			
		基礎				
		合計				

合計年税額①	特別徴収税額②	特別徴収税額③	①-②-③
円	円	円	円

課税内容は公民に記載してあります。

普通徴収税額④(納付書支払分)  
本年度の普通徴収税額は下記のとおりです。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	年月日	年月日	年月日	年月日
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付税額	円	円	円	円

公的年金特別徴収分③(年金からの引き落とし分)  
公的年金からの特別徴収によって徴収する額は、下記のとおりです。

	特別徴収を行う公的年金の支払者の名称		特別徴収を行う公的年金の種類		
	徴収月	徴収税額	徴収月	徴収税額	
※既 仮通 徴知 取消	年4月	円	本 徴 収	年10月	円
	年6月	円		年12月	円
	年8月	円		年2月	円

※昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した上記の金額を特別徴収します。  
※地方税法第321条の7の8

来年度の仮徴収税額は下記のとおりです。

仮徴収	年4月	円
	年6月	円
	年8月	円

通知書の見方、年金特別徴収については別添パンフレットをご覧ください。

③課税標準額	総所得			
				単位:円

④市県民税	④総所得		④総所得	
	寄附金税額控除 ○○○○			
	市		県	
	民		民	
	税		税	
	差引所得割額		差引所得割額	
	均等割額		均等割額	
	市民税合計額		県民税合計額	
			単位:円	

⑤合計年税額	普通徴収既課税額
給与からの特別徴収税額 月まで	公的年金からの特別徴収
差引普通徴収税額	

単位:円